

第二十六回国会
衆議院

社会労働委員会議録第二十八号

(三一四)

昭和三十一年三月二十二日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

理事吉川 兼光君

植村 武一君 越智 茂君

大石 武一君 小林 郁君

田子 一民君 田中 正巳君

山下 春江君 四郎君

赤松 勇君 井端 繁雄君

岡本 隆一君 五島 虎雄君

多賀谷眞穂君 滝井 義高君

堂森 芳夫君

出席国務大臣

出席政務次官

出席労働大臣

出席政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君

厚生事務官 牛丸 義留君

厚生技官(公) 総務課長

厚生事務官(公) 同(高橋等君紹介) (第二四〇二号)

(児童局長) 高田 浩運君

労働政務次官 伊能 芳雄君

労働事務官(労) 百田 正弘君

労働事務官(職) 江下 孝君

労働事務官(安) 同(小川半次君紹介) (第二三七四号)

業(中村三之丞君紹介) (第二三七五号)

同(荻野豊平君紹介) (第二三七五号)

同(吉川兼光君紹介) (第二四〇四号)

同(堂森芳夫君紹介) (第二四〇三号)

同(吉川兼光君紹介) (第二四〇四号)

三月二十二日

委員岡良一君辞任につき、その補欠

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十八号

昭和三十一年三月二十二日

本日の会議に付した案件

として多賀谷眞穂君が議長の指名で委員に選任された。

健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(菅太郎君紹介) (第二三二一號)

同(江崎真澄君紹介) (第二三二二號)

同(原健三郎君紹介) (第二三二三號)

同(一萬田尙登君紹介) (第二三七二號)

同(稻葉修君紹介) (第二三七三號)

同(成田知巳君紹介) (第二四〇五號)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に関する請願(眞鍋儀十君外二十

七名紹介) (第二三二二號)

戦争犠牲者の待遇改善等に関する請

願(加藤精三君紹介) (第二三二三號)

同(黒金泰美君紹介) (第二三三四號)

大工、左官及びこれに準ずる労働者

の社会保障に関する請願(塙田十一

郎君紹介) (第二三二五號)

環境衛生關係營業の運営の適正化に

関する法律制定の請願(田口長治郎

君紹介) (第二三二六號)

同(中嶋太郎君紹介) (第二三二七號)

同(岡崎英城君紹介) (第二三二六號)

同(高橋等君紹介) (第二四〇二號)

衛生検査技師の身分法制定に関する請

願(山下榮二君紹介) (第二三二

七號)

奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給

与金支給に関する請願(伊東隆治君

紹介) (第二三二八號)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に関

する請願(花村四郎君紹介) (第二三

二九號)

健康保険法の一部改正反対に関する請

願(吉川兼光君紹介) (第二三三〇

號)

同(横錢重吉君紹介) (第二三七七號)

日雇労働者の賃金値上げ等に関する請

願(永山忠則君紹介) (第二三三七八

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

ことで御答弁の保留がございました。従ってきょうは百田さんがおいでになつておりますので、百田さんの方から一般職種別賃金というものは、約

7%程度失対の方の賃金が上った結果、どういうことになるのか、それを御説明願いたいと思います。

○百田政府委員 一般職種別賃金につきましては、現行の告示が昨年の九月

の職種別賃金調査によると、民間賃金の調査と比較いたしまして、職種ある

いは地域によつて相当の差はございま

すけれども、全般的に見て低位にある

というふうに考えますので、これを増

額改訂するよう現在作業を続けてお

りますして、目標としては四月一日から実

施に支障ないよういたしたい、かよ

うに考えております。

○滝井委員 そういたしますと、四月

一日から実施するということになります。作業の都合で四月一日までに間に

合わない場合でも、四月一日から実

施に支障ないよういたしたい、かよ

うに考えております。

○滝井委員 そういたしますと、四月

一日から実施するということになります。作業の都合で四月一日までに間に

合わない場合でも、四月一日から実

施に支障ないよういたしたい、かよ

うに考えております。

○滝井委員 そういたしますと、四月

一日から実施するということになります。作業の都合で四月一日までに間に

合わない場合でも、四月一日から実

施に支障ないよういたしたい、かよ

うに考えております。

○百田政府委員 三十二年度の予算単

価等につきましては、これは大蔵省が

きめることでござりますが、すでに昨年

の調査によつて現行P.W.は改訂しなけ

ればならぬ、引き上げなければならぬ

ことか、こういう点をこの前質問したところ、ちょうど担当の局長さんでありま

る、百田さんはおいでになつていなかつたので、安定局長さんから、その点は

どうも私たちの所管でないからといふ

ことか、こういう点をこの前質問したところ、ちょうど担当の局長さんでありま

る、百田さんはおいでになつていなかつたので、安定局長さんから、その点は

どうも私たちの所管でないからといふ

ことか、こういう点をこの前質問したところ、ちょうど担当の局長さんでありま

る、百田さんはおいでになつていなかつたので、安定局長さんから、その点は

どうも私たちの所管でないからといふ

ということは大蔵省の方で承知いたしました。従つて公共事業の予算の単価等につきましては、これはやはり大蔵省当局の説明によりますと、昨年の九月ごろの物品の単価あるいは地方別の賃金、それをもとにいたしまして予算を査定してあるというふうに伺つております。従いまして、予算の執行上にはPWが上りましても支障がない、こういうふうに承知しております。

○滝井委員 少し具体的に聞いてみたいと思います。身近かなところの方が具体的にわかりますので、身近かなところで例をとつてちょっとお聞きしたいのです。それは私の住んでおる福岡県の田川郡あるいは市ですが、こういうところにおける一般失業対策賃金の基礎づけになつているPWというものに対する失業の賃金といふのは太体九〇%になつてゐるわけなんです。そうすると、土工の平均賃金が三百三十五円になつていて、それに雑役の平均賃金が二百三十五円になつていて、この三百三十五円と二百三十五円を足して二で割ると二百八十五円になる。その九〇%、すなわち二百五十六円五十五銭というのが現在の失業対策賃金になつてゐる。それから今度は甲地区といふことになると福岡あたりになる。これを見ますと、土工の平均賃金が三百八十五円、それから雑役の平均賃金が二百六十円、この三百八十五円と二百六十円を足して二で割りますと、三百百二十二円五十銭になる、この九割は二百九十九円、これが現在の一応失業の賃金はなる。こういうことを考へると、私ちょっと疑問に思うのは、われわれの地区や福岡は一応九〇%になつておるわけですが、法律を見ると、通

常支払われる職種別賃金の八割ないし九割以下になる、こうなつておる。その八割ないし九割というものはそこに一割の開きがあるのですが、八割をとつたり九割をとつたりするのは、一体どういうことを基準にしているのか。これによつては地域によつてずいぶん差ができるてくることになる。われわれのところは一応九割をとつてもらつておるけれども八割のところはお前のところは八割をとるんだという理由理論的な納得をさせないと、局長さんの方も大へんだと思うが、われわれの方も大へんなんです。実は君のところは八割になつておるのはこういう理由で八割になつておるというそこに何か納得のいく説明をしてやらぬと、たまたま九割のところはいいが、八割のところは大へんなわけですが、そういう点で納得のいく御説明をいただけるか。この点大臣もよく聞いておいてもらわなければならぬところです。御説明を願いたい。

調べてやるということとござりますが、失対の賃金を PW を基礎にしてきめるときに八割ないし九割ということとで、「割の開きがあるわけです。そうしますと、その問題はもう一つ前の段階の PW をきめるときに、ここにも各地の状態によつて弾力があると思う。その PW をきめるときのきめ方を簡単にお説明願いたい。

○平田政府委員 PWにつきましては、各県の調査の結果に基く数字を基準にいたしまして、各県別にきめてありますから、県内においても地域によってその調査の対象になつた労働者の賃金差がございますので、そういう場合には、甲地、乙地、極端なところは申乙丙と三つの地区がございますが、この三本ないし二本立てございます。従つて、それ以上の弾力性はございません。標準賃金としてはそういうことであります。

○瀧井委員 いや、具体的にその PW をきめる場合に、各地の賃金を一應把握して、そしてそれによつてきめていかれるでしようが、賃金というものは、もちろん、その地域の物価とか生活状態等を反映して見ておるものだと思うのです。ところが、今失対の諸君の意見をいろいろ聞いてみると、そもそも PW をきめる計算方式がインチキだ、だからわれわれの方も非常に間違つたことになるのだ、こう言つておるのでですね。そこらあたりを、やはりもつと納得のいくよううに説明してやる必要があるのじやないかと思うのです。そうしないと、さいぜん言つたように、一割の弾力で、PWを基礎にしたもののがきめられていく。そうすると、八割をとるか、九割をとるかとい

うことについて、原則が九割だからみんな九割にしてもらいたいという意向が強くなつてくる。ところが、その前のPW 자체が物価やその地帯の賃金差を基礎にしてきめられる。こうなると、結局、低くきめられたところは、今度はそれが失対の賃金に現われる。また低くきめられるという、二重のハンデイキャップがつくわけです。そういう点、PWを決定する上において、どういうところがインチキだと言われるか、その理由は、実は私自身があまり詳しくないので、ちょっとわかりかねますが、そう言っておる。ここに書いてきておる文章なんかを見ても、PWがインチキ計算方式をしているために、二割安いどころか、実際はそれ以下になつておる、こう書いてきておるわけです。理由は書いていないのです。がね。だから、こういうことを言うからには、何かそこに、そうではないといふ納得をする説明を、やはりしてやる必要がある、こういうことなんですね。

に申請する、そういうことでは是正をいたしております。
○**瀧井委員** これでやめます。いずれこまかいことは個人的に聞かしていただくことにして、大臣急用だそうですから、井堀さんの方に譲ります。
○**藤本委員長** 恐縮ですが、大臣は二時から内閣委員会に出席を要請されておるので、それをお含みの上お願ひいたします。井堀委員。
○**井堀委員** わ危きのようでありますから、なるべく端折って要点だけお尋ねいたしたい。
前会局長に一、二お尋ねをいたしまして、なお責任ある立場でお答えを願いたいと思っておりますので、その点にしばつてお尋ねをいたしたい。それは今度の失業保険の改正で、具体的な点をあげてお尋ねをいたした方がわかりよいと思いますが、保険料率を従来の五円、六円のものを六円、十円に上げられて、従来の九十円、百四十円のものを百四十円、二百円に引き上げられたというところに、今度の改正の非常に大きな意義があると思う。この点に対してもわれわれ敬意を表したいと思うのであります。そこで事務的なそれぞれの御説については局長からのお答えである程度了解をいたした。ただこういう失業保険の中でも日雇い労働者の場合においては、従来の失業保険に多少こういう点に深い考慮を払うべき最もよき機会ではないかと思います。これは政策面とも重大な関係を持つので、あなたの御所見を伺つておきたいと思います。従来六円で百四十円の保険金というふうに換算していくまことに、二十三・三倍あと三、三と

円で二百円ということになると、それを十倍という比率になるわけです。前回は五円に対して九十円でありますから十八倍という比率で、ここに非常なアンバランスがあったわけです。そういう点からいくと、非常に改善されたということになると思うのですが、いつそういう改善をされる場合には、もっと本質的なものに考え方を深く用いられることが望ましいと思つておるわけがあります。そういうことから申しますと、技術的にも問題はあるでありますけれども、実際支払われております日雇い労働者の支払い実額というものは、かなりこまかく刻んで支払つておるようであります。ここには問題があつて、たびたび私どもは事務当局にお尋ねをし、よい機会を見て改善をすべきであると主張しておるわけであります。失業保険の場合においては二本立にすることが望ましいという考えを私は持つておる。できるならば一本の方がいいと思うくらいであります。そういうことは結局失対事業の本質に沿う賃金の支払の方であり、あるいは生活の保障を保険で行うという場合にはそそのいた行き方の方が正しいと思うのです。でありますから、そういう考え方からすれば、比率はやはり同率のものにすべきだ。二十三・三倍になるならば一級の方も二十三・三倍にしていくべきではないか。保険財政の上で計算をするといろいろな数字が出てくるというお話は、この前局長の御答弁であります。私がいろいろ当つてみますと、これは一つは失対事業の対象になるそれぞれの条件の把握の仕方によつて変つてく

ると思うのです。一般的の政策の上からいきますと、かなり明るい見通しを立てておいでのようあります。ただで暗い見通しを立てるとはありますから、一本でいけませんから段階的に行うということです。ありますので、六円で百四十円にするならば、十円で少くとも二百三十円なりし二百三十五円くらいに引き上げていくことによって、あなたが提案理由で述べられましたように、日雇い労働者の生活の保障を、一方では就労日数を増加するというやり方と、他方においては保険の改善によってその欠陥を埋めていくということに一致してくると思うのです。これは政策に関連したことでありますかな、大臣のお答えをいただきたいとして、今日まで保留しておったわけです。

でございます。そこでこの点は、実は六円につきましては、従来から六・七円以上の人には六円という保険料がまつてゐるわけでござります。もし保険料、すなわち二百円に対する十円といふものを基礎にして計算いたしますと、むしろこの六円が七円くらいにならぬのじゃないかと考えておりますのが、一つ、もう一つは、これも前会御説明いたしましたように、十円、正確に計算しますと九円五十銭でございますが、しかし切り下げて赤字を出さといふことを当初から予定するわけには參りませんし、金額も零細でございますので十円ということにいたしてござります。すなわち六円のところは従来通りということで保険料については手を加えなかつたということが実は偽らざるところでございます。

点で質疑を行われたことによつて明瞭化されたのであることは明らかである。でありますから、日雇い労働者の場合は、試験労働数をできるだけ増加して予算単位を引き上げて生活の最小限度をまかなつていけるようにしてやることが望ましい。しかし就労日のところが非常に多い。それを失業保険でカバーしていくよううなものは一本がない。しかし実際の支払い方法がああいうことをいつておることは私はいいとは思いません。法律の精神からいえば、労働の正當な価値判断の上に立つて賃金を支払わなければならないという法律を作つておいて、実際支払うときには差別をつけているような矛盾は最も近い機会に解決しなければいけない。しかしどちらにも意味があるわけであります。失対事業法の精神を一貫しておるものは、むしろ失業保険よりはこういう形で生活を保護した方がいいのです。仕事を与えて生活の費をかせがせんとする形は健全な考え方だと思う。失業保険とからませたところに非常なる矛盾がある。こういう問題を労働行政の中である程度割り切るなりその矛盾を改善していく方向に失業保険の改正はしていくべきだ。こういう点を実はす。お尋ねしたいので具体的なものを引き合いに出したわけだ。局長の言うように保険金と保険料率とのそばんを会わせるというようなことについては私はあまり興味を持たない。それはそろ

ば二百円にしなくとも二百五十円にしてもやつていいける。江下さんと議論をするなら何ばでも議論ができる材料を持つておる。それはどこにくるかといえば、失業者がふえる、就労日数が減るかふえるかということで議論されるわけでありまして、これは仮定の事柄でありますから議論にならないと思つ。しかし議論になりますことは、片方では二二・一三・三という保険料金と保険金とを出しておいて、他方にはそれが一八になつたり二〇になつたりするということは、何か根拠がなければこゝは変えてはいけない。こういう点の矛盾が今まで起きてきておるわけです。その矛盾はどこかにやはり十分つり合ひがとれる議論がなければならぬ。それを保険経済で割り出すというなら、さつきの議論になるわけです。こういふ点に問題があると思うので、これはやはり労働行政の非常に重要な部分になつてくる。こういう点に対する考え方方はこういう具体的な政策には現われてくるわけであります。そういう具体的な事実をもつてこの内閣の労働政策のよしあしをわれわれは批判をし、またわれわれの主張もそれぞれ勇敢に述べて、政策の点でお互いに相争うところは争うし、共通の一一致を見出しながらは改善をしていく。それには格好な問題だと存じまして、あなたの出席を求めて御答弁を願つておるわけであります。こういう問題については多少いろいろな準備が要るであろうかと思いましてのう局長にお尋ねをし、そしてその機会をお待ちしたわけであります。そういう意味であなたにお尋ねしておるので、あなたの見解を伺つておきた

○ 松浦國務大臣 いと願います。

党の雇用量の増大に対する基本的な考え方は、石橋内閣、岸内閣とともに同一の歩調で進んでおりますから、今年直ちに解決をつけるということはできませんけれども、この積極政策を継続的、計画的にやって参りますならば、雇用量は必ず増大せられるということを確信いたしております。従つて失業保険の方面においても漸次緩和されいくものであると思います。また就労日数の問題は今二十一日になつておるようでありますけれども、これは漸次実際に合うようにふやしていきたいという考え方を持っております。

もう一点最後のお尋ねの二本立の料金設定ですが、これをこの機会に一本化したらどうだ、これは私は非常によい御意見だと思うのです。けれども、今出ておるこの法律を直すことはできませんので、次の機会に十分研究して善処いたしたいと思っております。

○井堀委員 その点お気づきなされど善処なさるということであれば、次の機会をお待ちする以外にないと思いますが、私は今が一番いい時期だと思つて政府に改善方を警告したわけあります。

そこでもう一つ、政策と深い関係を持つのでありますから、今度のものは、保険料金と保険料率について、ストライド制を採用しようとしておられる。それはさつきの問題とやはり関連をしてくるのでありますから、予算単価を三百幾らに押えたその根柢については、P.W.の八〇%、九〇%というやや低目のものをきめると法律は書いてあるわけで

見合うような賃金でない。この場合は女子労働や老人といったような一般の求人側の要求に沿いかねるような低い質の労働力をこういうもので救済している。というところのねらいがあることはあまりにも明白なのです。ですからこの点を生かす失業保険の運営の仕方が法律の中に生きてこなければなりません。そういう点がやはり改善されなければ改善にならぬのじやないか。こいつは考えられる。いかにもこう、思いつきと言つては少し失礼かもしませんが、行き当たりばったりに改善をするというやり方ではないかという懸念がしてならないのであります。何かこれに對して一体日雇い労働者の失業保険といふ特質をこの中にどう発見されるかを、もしわかりであればお答えいただきたい。

○松浦国務大臣　スライド制の問題に對しましては、この立案の際にもいろいろな意見がありまして、経済政策はインフレ阻止の方向へ行っておるからその必要はないというような議論もあつたのでありますから、労働者保護の上に立つてどういう場合になつても労働者が非常な激変する経済の中に生きていかれるようにするために特にスライド制を認めたのでありますから、御了承願いたいと思います。とにかく点に対しましては局長から……。

○江下政府委員　スライド制は御承知の通り、一般の失業保険につきまして従来ございましたのを今回合理化したわけでございます。そこで日雇いの失業保険についてのスライド制は、法律の適用はございませんが、これは先生

も御承知の通り、日雇いの場合には定期額制でございますので、この場合は定期額を改訂するという方法をとればスライド制を設けておく必要がない、こういう考え方から今度はスライド制を日雇いの場合にはとらなかつたわけでござります。

○井堀委員 純然たるスライドではございませんが、今度の改善の中にはこれを折衷したような考え方が盛り込まれておる。こういうところにあいまいなものが出ておるじゃありませんかということをお尋ねしておる。

○江下政府委員 従来のスライド制が非常に社会経済の実態に沿わない規定でございましたので、それを今回合理化するという考え方だけであります。

○井堀委員 多少これは専門的なものですから、まだ十分そういうものに対して係の方はお聞きになつてないかもしれません。しかしこれは単なる事務的な問題でなくて、やはり基本政策と深いつながりを持つ問題でありますので、御検討を願つて、できるならこの機会に与野党の間で話し合いをして改善をいたしたい点でありますけれども、今までまだ与党の方の同意を得られないと、いう報告しか受けしておりませんので、原案自身のそういう点の矛盾を私は指摘しておきたかったのであります。

時間の関係でもう一つだけお尋ねします。それは今度の保険の改善の中で、この前事務当局にもお尋ねしたのですが、待機期間の問題が保険の恩典を受ける者にとっては重大な関係があるのです。待機期間は継続四日間断続六日間ということになりますが、これは先ほどの問題とやはり関連をしてき

まして一日雇い労働二十一日の就労率は、大体日雇い労働者の生活はこの程度でやつてもらわなければいけないということになるわけでありますから、この通りでやつていいけるとかやつていけないとかいうことではなくて、一応まあこの程度だという考え方が前提になるわけがあります。そうすると三百二十円で二十一日平均ですから上と下が出でてくるわけですが、その上と下はあまり開き過ぎるということは改善しなければいけません。あいいうことをむやみやたらと今十階級くらいありますよう。あまりこまかく刻み過ぎてはいけないのであります。健康保険みたいに二つくらいに刻んでおけばいいのですが、そういうことがあります。それは別として二十一日で見込んでおるのであるから、二十一日以下に下るようなことは、これはもうこの基本的な考え方からずれてくるわけです。ところが実際今は、だいぶ少くなっていますけれども、京都あたりはアブレが非常に多い。これは中央財政からくる国の政策全体に歩調が合わぬわけでありますから、こういうところは私はよほど適切な手を打たなければならぬ政策上の盲点だと思うのです。そういう実際問題が起つておる。それから広島県のように、特に吳のところはああいう特別地域が出てきておるわけなのです。法律はあるいう問題を解決することを命じておるわけなので、それけれども、実際的になかなか解決できていない。こういう問題とあわせてお考えいただくと待機期間の問題は、もっと考え方が変つてくるのじゃない

かと思う。だからこっちの方には別なものさしをもつて、こっちの方にはまたほかのものももってくるという点に対しても、やはり一貫した政策の上に立つて事務当局にそれを仕事を命ぜられた大臣としては、あなたはお気づきにならなければ仕方がありませんが、事務当局はどう御答弁になりますか。あなたのお考え方と事務当局のお考えはどう違うか伺つておきたいと思います。

在のところ実は失対事業が全国平均二十一日ということになつておりますが、お話を通り県によつて相当日数に違ひがございます。これらの点は今後もぜひ私ども是正したいという考え方でおります。さらに就労日数をできるだけ延ばしていくという方向で考えれば、待機の問題はまたそれとのかね合いで解決できる面も相当あると思うのであります。さらに就労日数をできるだけ延ばしていくという方向で考えれば、待機の問題はまたそれとのかね合いで解決できる面も相当あると思うのであります。

○井堀委員 これは日雇い労働者の失

業保険で論議するよりはむしろ失対事

業法の立場に立つて論議する方が正し

いと思うのであります。もうこの二十

一日という考え方を改めなければなら

ぬのじゃないか。私は、二十一日をふ

やせと言うのではなくて、二十一日で

いいが、そのかわり三百二十円ではい

けないと違うのです。だから三百二十円

を、さつき言うように九〇%ないし

八〇%というPWに対する比率をやめ

て同率のものにするとか、あるいはそれ

以上のものにして二十一日で押えてい

くなら意味がある。もう今日では、二

十一日という根拠はくずれているので

す。今まで理由があつた。なぜなら

然、一般的の日本の雇用というものが非

常に不確定、不安定で、就労日ととい

うものが、平均しても非常に低かったた

めです。ところが今日の労働統計を見

ていますと、労働時間はだんだん見てい

ますと、労働時間はだんだん

延びていつているのです。就労日数もだんだんよくなつてきてる。PWがやはり予算に基準を求めてくるのですから、就労日数もそういうところへ違ひがございます。これらの点は今後もぜひ私ども是正したいという考え方でおります。さらに就労日数をできるだけ延ばしていくという方向で考えれば、待機の問題はまたそれとのかね合いで解決できる面も相当あると思うのであります。

○井堀委員 これは日雇い労働者の失

業保険で論議するよりはむしろ失対事

業法の立場に立つて論議する方が正し

いと思うのであります。もうこの二十

一日という考え方を改めなければなら

ぬのじゃないか。私は、二十一日をふ

やせと言うのではなくて、二十一日で

いいが、そのかわり三百二十円ではい

けないと違うのです。だから三百二十円

を、さつき言うように九〇%ないし

八〇%というPWに対する比率をやめ

て同率のものにするとか、あるいはそれ

以上のものにして二十一日で押えてい

くなら意味がある。もう今日では、二

十一日という根拠はくずれているので

す。今まで理由があつた。なぜなら

然、一般的の日本の雇用というものが非

常に不確定、不安定で、就労日ととい

うものが、平均しても非常に低かったた

めです。ところが今日の労働統計を見

ていますと、労働時間はだんだん見てい

ますと、労働時間はだんだん

見えますから、そういう失礼なことは考

えたくないのです。

しかしこ

とに残念ながら、今基本的な三つばかり

事例をあげて労働大臣の所見を伺つ

たところ、不見識な御答弁しか伺えな

が大蔵省と財政上の折衝をやる場合

に、客観的な実態というものがこんな

に大きく変化しているものを、財政當

局がただ単に全体の財政上の理由で断

わることはないと思う。

今年の場合は

自然増収も一千億以上出てきてる。

二千五百億円。抑え方によってはもつと

ふえる。だからそういう理由が一方では

なくなり、他方では——二十一日など

という数字の持つていき方は、二年も

三年も前の日本の経済の悪かった時代

ならともかく、今日では二十四日ない

し二十五日が妥当ではないか。この考

えからいえば、できるだけ就労日をふ

やしてよけい働いてもらつて、生活の

かてを増加させるという行き方が、こ

の法律の精神に沿う行き方だと思う。

失業救済や社会保険のワクで計画を見

るよりは、これで見た方がいろいろな

意味で健全だという考え方がこの法律

にはあるわけですから、それでいけ

ば、就労日数をふやしていけばいい。

どちらかにそういう点を割り切つてい

けばいいのであります。これは政策

上の問題も加味されますけれども、そ

れば、就労日数をふやしていけばいい。

失業者の方に

は決して私どもなぜしつこく言うか

と思います。

失効の問題についてはもう何

回も言つてきているわけであります

が、これを私どもなぜしつこく言うか

といえば、一つには、これは日本の労

働政策の一一番かすといいますか、下の

方の問題に一つの基準を与えるとい

うようなものにもなるし、それから今一

般に問題になつてゐる最低賃金法など

との関係も出てくると思うのです。こ

ういうものに改善が出てこなければ、

最賃法なんかを出して誠意を示したと

いうことにもならぬと思う。そういう

点から、賃金というものに対する考

方がまだ不徹底だと思うのです。ある

方がまだ不徹底だと思うのです。ある

苦心して消化しておられるところ

で一時しのぎをしておられる者とが一緒

になつてゐる。ですからその末端を預

託する者としては、その矛盾をいろいろ

ありますし、それから十分労働能力を

発揮できる実力を有しながら、適当な

労働者自身が老齢のために、病弱な

ために、そういう労務に耐えない者も

いたが、指針はしてないかもしれません

から、それが五段階にしてそれにBだ、Cだ

というのが出でておるのであります。だからあ

なたあなたはばかりを振つております

ら、その傾向はどういう傾向かと

いふと、その傾向はどういう傾向かと

いふと、その傾向はどう

しておるのではないか。その点具体的の例として、この失業保険の問題を取上げた。この答えは明らかに出たわり上昇です。この面に対しては局長は日本一の知識を持ち、経験を持ち、またそういう仕事を処理される責任の地位でありますので、こういう点に對してはやはり明確な見解を示していただきたいと思います。

○江下政府委員 失業対策事業の問題でございますが、現実に失業対策事業の就労者が老齢化し、また婦人が多くなつてきているという事実はその通りでございます。従つてこれに対しましてはむしろ社会政策的な面を考えていくべきじゃないか、これも同感される面が多いわけでございます。

そこで実は一例を申し上げますが、失業対策事業の賃金にいたしまして、なるほどお話をのように、各県とも大体三段階あるいは五段階程度の能力制賃金を設けておりますが、御婦人方の賃金といふものは、民間が非常に低いわけでございまして、もしこれを民間通り格づけをするということになると、ますますもつてこれらの人達が困難になりますので、現実の格づけの実情を聞いてみると、御婦人方に対する賃金は、同種の民間の賃金よりも上回っておるというのも相当実はあるよう聞いております。現実にそういうことに、好むと好まざると何かわらす、方向は動いていかざるを得ないという点を申し上げたいと思ひます。

○井堀委員 この問題はぜひ近いうちに何らかの改善を行るべきものだと信じております。また私どももどういう工合にしたらいかということについて

て献策をしなければならぬ立場にあるので、鋭意努力したいと思います。労働省、特にそのポストを預かる局長あたり、かかるべき対案を用意されたいことをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○多賀谷委員 一、二点御質問申し上げます。二百八十円以上の場合が一級になり、二百八十円未満の場合は二級、一級が二百円で二級が百四十円だ

という事実です。この三百二十円という予算単価がありますが、それから各市あるいは県においておののその地域に応じて予算金額が配賦されます。これが、実際の支払われる労務費の平均額と、それから予算単価の基準になつておる三百二十円、あるいは地域によつてそれぞれ違いますが、その配賦される額が大体一致しておるのでしょうか。

○江下政府委員 これは先生も御承認の通り失業対策事業といふものは非常に最近各種各様になりまして、さらに構成内容も相当複雑に相なつておりま

す。従いまして若干平均賃金の上下を動くことはござりますけれども、大体この基準賃金の前後になつておる。あ

るいはときによりまして若干動くことはござります。しかしこれは当然将来はまた平均賃金に戻る、こう私どもは考

えます。

○多賀谷委員 私は実情はかなり各市が安全率を見ておるのじゃなかろうかと思います。そうして今私は三百二十円で計算したのは知りませんけれども、二百八十二円の場合、おののその地域差に応じて予算単価が違いますけれども、それでもさっと見て二十円から十五円くらい平均賃金が違つてね、こういうように私は考

えます。これは私の住んでいる地域だけの市かと思いましたら、福岡の例をとりますと、福岡県全般の各市がやはりそぞういうような安全率を見ている。これは現地では非常に問題になっているのです。そして予算単価通り配分します。この問題が起つてある。市に言わせますと、安全率を見ておかなければ、どうかといふことを答弁されたそうですが、年度末にびつと合つかというと、必ずしもそうではない。ですかだという。しかし、そのことはわかるのですが、年度末にびつと合つかとあるのは構成内容が将来変つてくるの

のですが、年度末にびつと合つかという問題が起つてある。市に言わせますと、安全率を見ておかなければ、どうかといふことを答弁されたそうですが、年度の失業保険金額の改正でどうかといふことをいろいろ調査してみたい、現地では非常に問題になっているのです。そして予算単価通り配分します。たとえば事業主

体Aという市ならAという地区はやはり平均賃金になつておるのでしょ。たとえばAという市は平均賃金でないけれども、Bという市は平均賃金以上行つて、こういうことはありますか、この点お聞きしたいのです。地域差は別にしてです。

○江下政府委員 市という単位ではそ

ういうことはあり得ません。

○多賀谷委員 そういたしますと、事

業主体の市という単位では、Aとい

う工事とBという工事についてはそ

うことはあり得るけれども、市全体

としては、こう理解してよろしい

のですね。

○江下政府委員 さようでございます。

○多賀谷委員 実はこれは現地の日雇いの労働組合ではかなり問題にしてお

ります。

○江下政府委員 さようでございます。

○多賀谷委員 実はこれは現地の日雇

いの労働組合ではかなり問題にしてお

ります。

○江下政府委員 さようでございます。

い。これがなければいいとか悪いとかいうことはちょっと審議できないでしよう。

○江下政府委員

三百二十円に平均賃金が上りますので、二百八十円が従来の線でございますから、大よその賃金分布というものを考えた上で六割といふ線を出しておられます。大よその人員分につきましては後ほど計算しましたものを差し上げたいと思います。

○多賀谷委員 実は今度の改正の最も大きな柱はこの三十八条の十一だと思うのです。ですからこの二百八十円以上の場合が一級だとか、二百八十円未満が二級だとか、いやそれでも丈夫ですから三百円はどうですかといふことは言えない。それが保険経済にどれくらい影響があるのか、あるいはこれをいじることによって料金を改正しなければならない、さらに修正をしなければならないという問題も起るでしょうし、この計算の基礎の表を出して説明してもらいたいと思う。

○江下政府委員 これは非常にこまかい表になりますので、ここで読み上げることは省略させていただいて、あと資料としてお届けさせていただいてよろしくうございますか。

○多賀谷委員 もう質疑打ち切りの予定だそうですから私はあえて言いませんが、これは非常に不親切だと思います。健康保険だってやはり標準報酬をかえられる場合には、一応、この通りではありませんけれども人員を出して計算されておる。あなたの方へは保険料額を変更されるのですから、

そのくらいの親切心があつてしかるべきだと思う。条文の説明なんかは見ればわかるのですから、資料をいたいでも大して役には立ちません。問題はあるかどうかということだとわれわれは思う。ですから至急配付願いたい。

○多賀谷委員 ほんとうなら間に合わぬところです。では続いてもう一質問したいのですが、今度の市町村合併によつてあるのは遠距離であるとかあるいは交通費がかかるということで受給しない、権利はあつても放棄するという人があるとあります。がかかるということで受給しない、権利はあります。一般的の失業保険はそういう事実はありませんか。

○江下政府委員 一般的の失業保険ではそういう例外措置はないと思ひます。

○多賀谷委員 法的な措置はない、それはよく知つておるのですが、事実関係としてありますか、ありませんか。

○江下政府委員 法的にも事実的にも一般的の保険ではございません。

○多賀谷委員 事実的にはないというのではなく、どういう根拠でないと言うのですか。

○江下政府委員 事実上すべて強制被保険者になります。従つて失業しましますから、それはあり得ないわけ

です。私はこの法律そのものがいいと

いふけれども保険金はもらいにいかぬという人がある。ところが工場が遠

く離にあるという場合には、金額が非

常に少いという点からやはり得るんだ、ということを考えるわけです。

○江下政府委員 ですからこの点についてどういうよう

に把握しておられるのか、その原因はどこにあるのか、これをお聞かせ願いたい。

○江下政府委員 まさに提出者より趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞穂君。

○藤本委員長 次に最低賃金法案及び内労働法案を一括して議題とし、審査に入ります。

○多賀谷委員 まさに提出者より趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞穂君。

最低賃金法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二

十八条第二項の規定に基き、労働

者の最低賃金額その他の最低賃金

額を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)

十円、七十五円、九十円、こういうふ

けれども考えられるのです。と申しますのは離職が決定いたしまして、そして失業保険の受給が決定した。ところがもらいにきてない。こういうところにやはり人員の差が出てきておると思

う。ですから結局、あなたの方の関係ではないのですが、やはり低賃金といふところに帰着してくると思うので

す。ですから私は日雇いの失業保険にそういうことが起きるならこれは一

般にもかなりあるのだというふうに考

えられるわけですが、そういう事実開

るならば、やはり一般失業保険にも

そういう事実があり得ると考えるわけ

です。私はこの法律そのものがいいと

いふのじゃないのです。ただ事実関係

としてあるんだということを感じるわ

けです。日雇いの労働者の方は、仕事

にいくけれども保険金はもらいにいか

ぬという人がある。ところが工場が遠

く離にあるという場合には、金額が非

常に少いという点からやはり得る

んだ、ということを考えるわけです。

○江下政府委員 ですからこの点についてどういうよう

に把握しておられるのか、その原因はどこにあるのか、これをお聞かせ願いたい。

○江下政府委員 まさに提出者より趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞穂君。

○藤本委員長 次に最低賃金法案及び内労働法案を一括して議題とし、審査に入ります。

○多賀谷委員 まさに提出者より趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞穂君。

第二条 最低賃金額は、生計費、一般的の事業の賃金の支払能力その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

(最低賃金額)

第三条 最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金)であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)が月、週、日又は時間によつて定められている労働者について、満十八歳以上の労働者にあつて、満十八歳未満の者にあつては、政令の定とおりとし、満十五歳以上満十八歳未満の者にあつては、政令の定とおりによるところによる。

前項の規定にかかわらず、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定のなされた同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、前項に規定する金額を下らない金額で、労働省令で別段の定をすることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、労働基準法第七十七条第一項の規定による認可に基いて雇い入れられた労働者の最低賃金額については、当該特定の技能者の養成に必要な限度で、労働省令で別段の定をすることができる。
(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定するには、労働省令の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。
(最低賃金額に関する報告及び勧告)

第七条 中央賃金審議会は、毎年、少くとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告しなければならない。最低賃金額を決定する基準たる諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会は、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならぬ。

(命令への委任)
第八条 この法律に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。
(暫定措置)
2 この法律の施行の日から二年間は、第三条第一項の表は、次の表のとおり読みかえるものとする。

(労働基準法の一部改正)
六、五百円 一、五百円 三百円 三十円
につき つき つき につき
一箇月 一週に 一日に 一時間
につけ つき つき につき

。労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三条前段中「この法律」の下に「最低賃金法（昭和三十二年法律第一号）」を含む。以下この条、第二十九条、第九十七条、第一百条、第一百条の二、第一百五条の二、第一百六条第一項、第一百十条、第一百十二条及び第一百十三条において同じ。」を加える。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条规定を削除。

第二十八条を次のように改める。

（最低賃金）

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位なものについて、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関する限りでは、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

行政官庁が第一項に規定する場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。

第二十九条に見出として「(賃金審議会)」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関する事項の法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第三項中「一定の事業又は職業について」を削る。

第三十条第一項から第四項までを削る。

第三十一条を次のように改める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応する合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。

第一百四十二条第一号中「第二十七条」を「第三十六条」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事前措置)

法第二十九条の改正規定の例により、この法律の施行前においても制定することができる。

行政官庁は、労働基準法第二十一条第一項に同法第三号の改正規定による認定又は許可をすることができる。

(国家公務員の給与についての立 法措置)

8 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない國家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならぬ。い。
(労働省設置法の一部改正)

9 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号を次のように改める。

〔十一 最低賃金法(昭和三十一年法律第二号)に基いて、最低賃金額について別段の定をすること。〕

第八条第一項第十一号中「労働基準法」の下に「最低賃金法」を加える。

第十三条第一項の表の中央賃金審議会の項目「意見を提出する」を「意見を提出し、及び最低賃金額の第七条第一項の規定により報告し、又は勧告する」に改める。

第十六条第一項の表の地方賃金

審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

家内労働法案

家内労働法

(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の最低労働報酬額その他の労働条件の基準に関する必要な事項を規定し、もって家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 物品の販売を業とし、又は物品の製造若しくは加工(以下「製造等」という。)の請負を業とする者であつて、販売若しくは製造等の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附屬品若しくは原材料又は当該業とする者がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造等を家内労働者に委託するもの

二 物品の販売を業とし、又は物品の製造等の請負を業とする者に、自己の名で、前号に規定する物品又は半製品、部品、附屬品若しくは原材料(以下「物品等」という。)の製造等を家内労働者に委託することを業とする者

この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託を受けて物品等の製

造等に従事し、これに対し報酬を支払われる者をいう。

この法律で「労働報酬」とは、

委託者が家内労働者に對し物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対價として支払うすべてのものをいう。

この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に對し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付に對し支払う労働報酬以外の報酬をいう。

(対價の支払)

第三条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に對し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に區別して対價を支払わなければならない。(最低労働報酬額)

第四条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託しようとする場合は、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物

第五条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託しようとする場合は、あらかじめ、都道

第六条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託しようとする場合は、あらかじめ、都道

第七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第四

第八条 行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に對し報告若しくは書類の提出を求め、又は當該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

第九条 最低労働報酬額その他の家

第十条 労働省労働基準局、地方労

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反し

三 第五条の規定に違反した者

ている満十八歳以上の労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

前項の標準所要時間は、満十八歳以上の労働者であつて当該物品等の製造等に要する標準所要時間の平均時間を基準として定められなければならない。

前項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。

ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、當該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

前項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に對し當該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

前項の場合において、當該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家内労働審議会)

第五条 委託者が家内労働者に對し支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

第六条 委託者は、家内労働者に對し物品等の製造等を委託した場合

には、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、

一通は家内労働者に交付しなければならない。

いて記載した書面を二通作成し、

そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

前項の規定は、家内労働者の労働条件に關する事項について記載した書面を二通作成し、

そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推せんに基いて委嘱する。

この法律に定めるもののほか、

と認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

この法律に定めるもののほか、

家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

四 第七条において準用する労働基準法第三条の規定に違反した者

五 第七条において準用する労働基準法第四条の規定に違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する者は五千円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の書面を作成した者

二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十四 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十六 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十八 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

より読み替えた場合における「けい肺審議するものとする」と読み替えるものとする。
（労働省設置法の一部改正）

3 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のよう改定する。

第三条の各号列記以外の部分中

「労働者」の下に「（家内労働者を含む。以下この条、第八条第一項第八号及び第十一号、第九条第五号並びに第十五条第二項第三号において同じ。）」を加える。

第四条第三十二条の四の次に次の二号を加える。

三十二の五 家内労働法（昭和三十二年法律第一号）に基いて、最低労働報酬額を定めること。

三十二の六 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の七 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の八 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の九 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十一 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十二 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十三 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十四 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十五 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十六 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十七 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十八 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の十九 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の二十 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の二十一 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

三十二の二十二 家内労働法の施行に関する、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

第十三条第一項の表中「けい肺審議会」と「けい肺審議すること」といふ點に關する重要な事項を調査審議することと改める。

けい肺に関する重要な事項を調査審議することと改める。

けい肺審議することと改める。

けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）及び家内労働法（これに基く命令を含む。）を加える。

○多賀谷委員　たゞいま議題になりま

した最低賃金法案につきまして、その

提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

労働基準法の制定を見、労働時間の制限、女子年少者の保護、安全衛生の管理、災害補償等の法的措置がなされていますことは御承知の通りであります。

労働基準法はその冒頭において「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要な労働時間の規制が行われなければならない。」とうたつております。しかして労働時間と賃金は労働条件における二つの柱となつており、天井と床の関係にありまして、いかに労働時間の規制が行われても、賃金について何らかの最低保障がなければ労働保護立法も、その意義の大半は失われ、労働者の生活の安定は期し得られないであります。

ここに労働時間がそれ以上に上り得ないようて天井を設けたと同様、賃金がそれ以下に低下しないように床板を設ける必要があると思うのであります。労働基準法が実施されてすでに十一年、この法律の眼目たる最低賃金制度が日の目を見ないことはまことに遺憾であり、本法案は労働基準法をして保護立法としての本来の使命を達成せしめるために、その補完的立法として提示いたしました次第であります。

最低賃金制は前世紀の末、ニュージーランドに実施されて以来、オーストラリア、イギリス、フランス、アメリカ、オランダ、カナダ等に行われ、第二次大戦後の今日においては、印度、ビルマ、フィリピンのアジアの後進国及び中南米諸国に至るまで、われわれの調査によると四十九カ国が法の制定を見、ILOにおいても一九二八年

4 行政機関職員定員法の一部改正

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二十六号）の一部を改定する。

第二条第一項の表の労働省の項

中「本省一一千九、一五五人」を「本

年、第十一回総会において最低賃金制度の創設に關する條約並びに最低賃金決定制度の実施に関する條約が採択されています。我が国の労働者の賃金は諸外国に比べて、著しく低く、ことに中小企業の賃金は、まことに劣悪なのであります。日本の資本主義は農村の貧困と、中小企業労働者の低賃金を土台として発達し、現在においても独占資本は、中小企業を隸属下に置き、その其盤の上に聳立しているのであり、独占資本は經營の危険をほとんど下請の中小資本に転嫁し、中小資本は、また、その労働者に低賃金と長時間労働を強制して、全く中小企業の労働者は、独占資本と中小資本との二重の圧迫を受けています。しかも最近における神武以来の好景気もこれらの低賃金労働者には潤わず、企業別労働者の賃金較差はますます拡大し、このまでは看過できない状態を現出しております。また神武以来の好景気は大企業においては、臨時工、社外工という形の労働者を大量に発生せしめ、本工員と同じ作業をさしながら、きわめて低い賃金で使用し、社会問題を惹起しつつあるのであります。

さらに、わが国の賃金構造の特質に男女別賃金較差の大きさをあげることができます。同一労働、同一賃金の原則は、賃金決定における大憲章であり、労働基準法の制定とともに、その条項にもうたわれたところであります。が、婦人労働者は依然として低賃金に抑えられ、工場に長年勤めている婦人労働者が、男子見習工よりも安い賃金をもらっている事実を、幾多も指摘することができるのであります。

す。この事実の中に婦人に対する不平等的差別的考え方の封建性の残存を知ることができるのです。これは全く非人道的非社会的考え方であると言わざるを得ません。男女平等を真に叫ぶが肝要であります。賃金は労働力の再生產を可能にするものではなくてはなりません。しかるに現在の低賃金階層の人々には、労働力を再生産どころか自己の労働力を消耗し続いているような状態であります。このことはまず人道的问题であります。最低生活水準も維持できないような賃金で人を使用することは、社会正義上許されないものであると思ふのであります。

現在生活保護法による保護を行なっているのであります。その被保護世帯の約四割程度が世帯主が就職して働いているのであります。就職しているものに生活保護法の保護をしなければならないという現実はわが国の賃金のいかに低いかを立証するものであり、かかる低賃金は排除すべきであると考えるのであります。

かのような人格をも認めない低賃金の労働者に資質の向上も率の増進も望み得ず、中小企業もいつまでも劣悪な労働条件に依存し、企業間で互いに価格の引下げ、コストの引下げ、賃金の引下げという形の過度競争を行なつてゐるのは、ついにはかえつて中小企業崩壊の結果を招来すると思うのであります。本法案はいづれの企業にも賃金の最も競争をなくし、わが党がさきに提出した中小企業組織法案、中小企業の產

業分野の確保に関する法律案、商業調査案及び今後提出することになつておられます。中小企業官公需の確保に関する法律案、その他税制、金融等の改正案とともに中小企業の製品の高度化と量産の推進をはかり、わが国の後進的を打破して、近代的賃金構成なし、婦人の経済的地位の向上をはかることが肝要であります。

他方、対外的見地よりしても、本法案は必要欠くべからざるものであります。戦前においては、わが国の輸出品、ことに織物製品に対してはソーシャル・ダンピングの非難があり、戦後においても依然として、その復活の危惧が払拭されません。ガット加入に際しては、第三十五条を援用した国は、イギリスを初め十四カ国もあり、また最近アメリカにおいての綿製品輸入禁止の法的措置が問題になつたことは、御承知の通りであります。

かかる国際情勢下において、政府は労働基準法に最低賃金条項があるにもかかわらず、何ら実現に努力せず、賃金審議会が四業種についての最低賃金制定の答申をしてすでに三年、全然放置されており、わが国の資本家が、かつての低賃金と労働強化にその輸出の源泉を求めた夢の再現を企図し、最低賃金制度の実施を躊躇するならば、全く逆に日本は国際市場における信用を失墜し、貿易への道は遮断されるることは火を見るよりも明らかであります。

政府は最近輸出産業について最低賃金の業者間の協定の締結を進める計画をもつておるようであります。が、かかる競争をなくし、わが党がさきに提出した中小企業組織法案、中小企業の產

本法案は、わが国製品に対する諸外國のソーシャル・ダンピングのおそれ解消し、わが国の貿易の正常な発展を寄与せんとするものであります。さらに本法案は完全雇用への道に通じるものであります。わが国の雇用問題は完全失業者の問題ではなく、むしろ一千万と数えられている。見えざる失業、半失業、潜在失業という名で呼ばれている不完全就労者の問題であります。完全雇用とは単に量の問題だけではなく、質の問題であり、単に職につければよいというのではなく、少くとも職についた以上は労働力を償う賃金が支払われなければならず、雇用の質的転換をはからなければならぬのであります。また雇用の質の向上がなされるならば、家計補助のために労働市場に現われていた多くの者が姿を消し、労働力化率が低下し、雇用事情が改善されると考えられるのであります。最低賃金の設定は労働時間の短縮、社会保障制度の確立とともに、わが国の非近代的雇用関係を解消し、完全雇用の達成に資するものであります。

以下内容の概要について述べます。

第一に本法案は附則において、労働基準法の最低賃金の条項を一部改正し、その改正した労働基準法の規定に基いて定めたものであります。そこで本法の適用労働者からは、雇用労働者でありまして、労働基準法の適用を受けない船員労働者、家事使用人、公企業体等関係労働法以外の国家公務員は除外いたしましたのであります。

第二に、最低賃金の額は十八歳以上一ヶ月八千円といたしたのであります。十五歳以上十七歳までのものにつきましては別に政令により決定することと

いたしております。最低賃金額決定の基準は、各国において種々であります。が、われわれは主として厚生省社会局委託による労働科学研究所の最低生活費の研究の結果によつたのであります。これによれば昭和二十七年八月から十月間の調査で、住生活及び公租公課、社会保険料を除いて、家族と共に生活をしている軽作業従事の成年男子の労働力の再生産に必要な最低限度の消費単位が七千円でありますので、これに自身者たるの条件を加え、さらにその後のCPIの上昇率、地域差等により修正し、八千円といだしたのであります。しかしながらこの西期的法律を実施するに当り、賃金の階層別分布、企業の支払い能力、その他諸般の社会的、経済的情勢を勘案して本法案の円滑な運営を期するため、施行後二ヵ年間は六千円を実施することとしたしました。

第三に、右の金額に達しなくとも使用者の都合により所定労働時間に満たない労働者、精神または身体の障害により著しく労働能力の低位な者、労働者の都合により所定労働時間に満たない労働をした者、所定労働時間の特に短かい者、十五歳に満たない労働者の除外例を設けたのであります。

母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年三月二十八日印刷

昭和三十二年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局